

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 8 月 14 日 (月) 第 8 9 2 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (527) (福祉監査指導課) 2
	県統計調査の実施 (528) (子育て応援課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (529) (中部総合事務所農林局) 3
	開発行為に関する工事の完了 (530) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催 (住まいまちづくり課) 4

告 示

鳥取県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業等を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	まごころ訪問看護ステーション	米子市皆生二丁目13-13	平成29年4月16日

鳥取県告示第528号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県おうちで子育てサポート事業に係るアンケート調査
- 2 調査の目的
市町村の行う在宅育児世帯への支援事業の利用者の意識等を把握し、当該事業を行う市町村を応援する「鳥取県おうちで子育てサポート事業」の効果の検証を行う。
- 3 調査対象の範囲
平成29年度に県内市町村の行った在宅育児世帯への支援事業の利用者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 利用者の状況
 - イ 在宅育児世帯への支援事業の利用による影響等について
 - ウ 今後の生活設計について
 - (2) その基準となる期日又は期間
調査票の記入日
- 5 報告を求める者
調査対象の全数 210人
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県のホームページでの電子アンケート並びに市町村窓口でのアンケート調査票の配布及び回収
- 7 報告を求める期間
平成29年8月中旬から平成30年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課のホームページで公表する。

鳥取県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年8月14日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理事	坂根 奨	倉吉市関金町堀3282-3
〃	石原 泉	倉吉市関金町泰久寺691
〃	本高屋 清	倉吉市関金町松河原11-6
〃	山本 智男	倉吉市関金町大鳥居978
〃	池本 隆司	倉吉市関金町安歩545
〃	藤井 貞美	倉吉市志津720-1
〃	衣笠 義人	倉吉市鴨河内2623-1
〃	杉原 義人	倉吉市鴨河内2110
〃	石田 秋男	倉吉市福山304
〃	山根 明	倉吉市石塚383-7
〃	前田 一昭	倉吉市小鴨1390-2
〃	杉本 佐登志	倉吉市小鴨1339-62
〃	松本 幸男	倉吉市三江492
監事	山本 守夫	倉吉市関金町松河原93-1
〃	山本 正直	倉吉市北野642
〃	米田 豊平	倉吉市鴨河内987-6

平成29年7月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	坂根 奨	倉吉市関金町堀3282-3
〃	山根 春樹	倉吉市関金町泰久寺354-2
〃	石川 裕史	倉吉市関金町松河原2116
〃	山本 智男	倉吉市関金町大鳥居978
〃	池本 隆司	倉吉市関金町安歩545
〃	本庄 学	倉吉市志津919-59
〃	衣笠 義人	倉吉市鴨河内2623-1
〃	荒金 俊彦	倉吉市鴨河内1853-1
〃	石田 秋男	倉吉市福山304
〃	山田 有宏	倉吉市上古川666-7
〃	前田 一昭	倉吉市小鴨1390-2
〃	杉本 佐登志	倉吉市小鴨1339-62
〃	松本 幸男	倉吉市三江492
監事	山本 守夫	倉吉市関金町松河原93-1
〃	山本 正直	倉吉市北野642
〃	米田 豊平	倉吉市鴨河内987-6

平成29年8月1日就任 任期3年

鳥取県告示第530号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年8月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年7月28日 鳥取県指令第201700108775号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字板橋
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市彦名町1031-2
小林 浩治

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成29年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成29年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成29年11月2日（木） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第202会議室	広告物に関する法令 広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項

- 2 受講申込手続

- (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所建築住宅課、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課、日野振興センター日野県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

- (2) 受講申込書の受付期間

平成29年9月1日（金）から同年10月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年10月13日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

- (3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

- 3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難

な場合は、納付書により納付することができるので、5 の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当
（電話0857-26-7371）